

# 札幌市豊平区西岡・福住地区在宅医療連携拠点事業推進協議会

## とよひら・りんく

### 連携システム運用利用規程

#### 第1条 目的

この規程は、「とよひら・りんく」において、ICT(Information and Communication Technology)を活用した情報ネットワークシステムでの情報共有について、安全かつ円滑な運用を図るとともに、在宅患者の医療・介護情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2条 運用管理者の定義

「とよひら・りんく」においては、プライベート SNS のベンダーは問わないため、各プライベート SNS 契約者を、運用管理者として規定する。

#### 第3条 運用管理者の業務

別紙、業務フローチャートの従い、各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 登録(新規・変更・中止)申請書の受付・受理・決定 ※「個人情報に関する誓約書」の管理を含む。
- 2) IDの発行(変更・中止)手続きおよび通知
- 3) システム使用環境の整備
- 4) データベース管理(利用者の入力情報整理、患者情報の入力・情報整理等)
- 5) 患者または利用者に対しての相談対応(問い合わせ窓口の設置)

#### 第4条 施設管理者の定義

- 1) システムを使用する機関・施設の長は、システムの安全な管理・運用のために施設管理者を配置しなければならない。
- 2) システムを使用する機関・施設の長は、配置した管理者の氏名・役職を運用管理者の長に届け出なければならない。

#### 第5条 施設管理者の責務

- 1) 施設管理者は、当該機関内でシステムを使用する職員に対して ID を付与することができる。
- 2) 施設管理者は、ID を管理しなければならない。
- 3) 施設管理者は、当該機関内でシステムが適正に使用されているか監視するものとする。また、不適正な使用がある場合には、改善を求めることができるものとする。
- 4) 施設管理者は、機関内で起きた不適正使用などの事象を運用管理者へ報告する義務を負う。

#### 第6条 利用者の定義

運用管理者、施設管理者の承認を得て、多職種ICTシステムに参加するものを「利用者」とする。

## 第7条 利用者の責務

- 1) 利用者がシステムを使用するに際しては、本規程のほか「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報の法令を遵守しなければならない。
- 2) 利用者は、システムを通じて入手した医療情報については、適正な使用に努めるとともに、診療、説明及び閲覧目的以外に使用してはならない。
- 3) 利用者は、システムに接続する端末にセキュリティを維持するため、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
- 4) 利用者は、システム使用時に発生した事象を運用管理者へ報告する義務を負う。
- 5) 端末機等から離れる際は、ログアウトすること。
- 6) 各入出力帳票の保管及び破棄に当たっては、診療情報等の保護に細心の注意を払うこと。
- 7) 診療情報等が表示されている画面、出力帳票又は個人情報データを、許可なく外部に持ち出し、又は第三者に開示してはならないこと。
- 8) 利用者が、退職、及び、移動した場合は、ただちに運用管理者、施設管理者に届けること。

## 第8条 端末機等の管理

利用管理者及び利用者は、多職種ICTシステムにアクセスする端末、及び施設内ネットワークを適正に管理し、円滑な運営に支障を及ぼさないよう以下を遵守すること。

- 1) 端末機の記憶装置内に格納（インストール）されているプログラム（以下、「プログラム」という。）を改変しないこと。
- 2) プログラムの使用条件を遵守すること。
- 3) 端末機等の環境設定を変更しないこと。
- 4) 業務上、やむを得ず端末設定の変更を要する場合は、運用管理者に対して、端末設定の変更を申し出ること。

## 第9条 真正性の確保

利用者は、多職種 ICT システムへの医療情報を含む診療情報等の作成及び保存に際して、十分に入力内容が正しいことの確認を行うとともに、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する作成責任を負う

## 第10条 医療・介護情報の使用と患者同意

- 1) 運用管理者が管理対象とする、在宅患者の医療・介護情報（以下「情報」という。）は、システムを介して送受信される全ての個人情報とする。
- 2) システムを使用して情報を共有する場合は、患者の同意書がなければならない。
- 3) 利用者が情報をシステムで使用できるのは、当該情報の使用に関し患者から同意があった機関使用者に限るものとする。ただし、救急搬送の場合等の緊急の場合には、患者の同意を得ていない機関等であってもシステム使用機関であれば情報を閲覧・使用することができるものとする。
- 4) 前項の情報を使用できるのは、患者から撤回の届けがあるまで有効とする。

## 第 11 条 システムで取得した情報の取り扱い

システムで取得した情報の取り扱いは次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 原則として閲覧している使用者および機関に責任の所在が帰属する。
- 2) システムで取得した情報は、自機関における記録の一部であるという認識を持ち
- 3) 自機関の記録と同じように慎重に扱わなければならない。
- 4) システムで取得した情報は、患者またはその家族に説明用として紙で渡したり、または学術目的で使用する場合は、患者またはその家族に別途同意を得たうえ、匿名化を条件に使用することができる。

## 第 12 条 利用端末

携帯用端末（ノート型パソコン、iPad 等）でシステムを接続する場合には、端末の紛失・盗難に十分な配慮を心がけるとともに、必ず端末起動時に PW 認証を設定しなければならない。

## 第 13 条 通信内容の削除

通信内容について次の各号に該当する場合、運用管理者は内容の削除を行うものとする。

- 1) 通信内容に使用者相互の信頼関係を失墜される恐れがあるとき。
- 2) 法令等の各条項に違反したとき。

## 第14条 利用者ID及びパスワードの管理

利用者は、次に定めるところにより、ID及びパスワードを適正に管理しなければならない。

- 1) 自己の利用者ID及びパスワードは、自らの責任において厳重に管理すること
- 2) 自己の利用者ID及びパスワードを他の者に知られたとき、又はそのおそれのあるときは、直ちに運用管理者への報告を行い、必要な指示を受けること。

## 第 15 条 運用利用規程の変更

この運用利用規程の変更は、とよひら・りんく連携システムの承認を得るものとする。

## 第 16 条 その他必要事項

この規程に定めるもののほか、必要な事項については、とよひら・りんく連携システムにおいて定めるものとする。ただし、緊急その他、運用管理者が特に理由があるときは、この限りではない。

## 附則

この規程は、平成 30 年 5 月 28 日から施行する。